

年末の資金繰り 申告・マイナンバー

商売の困ったは

民商へ

そろそろ年の瀬。多くの中小業者が「税金・国保料が払えない」「年末の資金繰りが大変」「売り上げが減った」「マイナンバーの扱い、どうすれば……」といった、悩みを抱えています。そんなときは、民商へ。一緒に元気に商売続けましょう。

どうする？ マイナンバー？

Q 来年から申告書にも番号を書くことになっているけれど、絶対に書かないとダメ？

A 書かなくても受理されます。

Q 保険金や配当などの受け取りで番号の提出を求められたが…

A 「番号がないと支払えない」というのは間違いです。



内閣府や国税庁の
回答では…

「番号の記載がなくても書類は受理する。罰則もない」

※従業員が事業主に番号を提出することも義務ではありません。

マイナンバー制度は中止に

そもそも、本人の意思に関係なく、個人情報がる裸になるマイナンバー制度はプライバシー権と財産権の侵害です。現在、全国各地で違憲訴訟がたたかわれています。

安心が待つTEL

 **0120-22-0000**

資金繰り

低利・保証人なしの 公的融資

**小規模
資金** **1,250万円まで**

返済7年以内、金利1.6%、保証料1.0%

**開業
資金** **1,000万円まで**

返済7年以内、金利1.4%、保証料1.0%

※いずれも大阪府の制度融資。申込みには一定条件あり
※手数料を求める悪徳業者にご注意ください。民商は手数料をとりません。



もうすぐ年末
急げ～

民商は中小業者の立場に立った融資相談をしています。貸し渋り・貸しはがしの相談も民商へ。

こんな時もおきめず

- 月々の返済がしんどい
- 融資を断われた
- 赤字、税金の滞納がある
…など

なんでも相談を

- 記帳・決算 ●税務調査 ●滞納
- 労災・社会保険
- 国保 ●許可

経営交流も
活発です

ケータイでもOK!

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円